兵庫県丹波黒振興協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、兵庫県丹波黒振興協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、兵庫県産丹波黒の生産から販売に関わる関係者が連携して、県域及び 地域の丹波黒の安定生産、品質向上及び需要拡大の推進と併せ、ブランド力の強化を 図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、次の事業を行う。
 - (1)優良な丹波黒の安定生産に関すること
 - (2) 丹波黒の需要拡大に関すること
 - (3) 丹波黒のブランド力の強化に関すること
 - (4) 丹波黒に係る情報の収集・提供に関すること
 - (5) 会員相互の交流の促進に関すること
 - (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

- 第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、兵庫県産丹波黒の振興に取り組む別表1 に掲げる兵庫県内の団体、企業、県・市町及び学識経験者によって構成する。
- 2 会費は無料とする。
- 3 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を経 て加入できるものとする。
- 4 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 監事 2名以内
- 2 前項の役員は、会員の中から総会で選任する。
- 3 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 監事は、会計ならびに業務の執行を監査する。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 7 補欠により就任した役員および団体の代表者の交代により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 役員は辞任または任期終了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行 わなければならない。

(会議)

第6条 本会の会議は総会及び幹事会とする。

(総 会)

- 第7条 総会は、原則として年1回会長が召集して開催する。
- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立する。
- 3 総会の議長は会長とする。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 会則の改正
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- 5 議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹事会)

- 第8条 幹事会は、別表2に掲げる組織をもって構成する。
- 2 幹事会は、次の事項を協議する。
 - (1)総会に付議する事項
 - (2) 兵庫丹波黒のブランド力強化を一体的に推進するための企画
 - (3) その他本会運営に関する重要事項
- 3 幹事会には、その活動を効果的に推進するために事務局が必要と認めたときは、別表2に掲げる組織以外の者の出席を求めることができる。

(会 計)

- 第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 本会の経費は、協賛金・分担金・負担金・助成金・その他の収入をもってこれにあてる。

(事務局)

- 第10条 事務局は、兵庫県農林水産部農産園芸課内に置く。
- 2 事務局には、業務を適正に執行するため、事務局長その他職員を置く。
- 3 事務局長は、兵庫県農林水産部農産園芸課長をもってあてる。
- 4 本会の業務は、事務局長が総括し、処理する。

(その他)

第11条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

(施行期日)

1 本会則は、平成20年11月26日から施行する。

(役員任期の特例)

2 協議会の設立当初の役員の任期は、第5条第7項の規定にかかわらず、選任された日から平成22年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 本会則は、平成21年8月28日から施行する。
- 2 本会則は、令和 4年2月10日から施行する。
- 3 本会則は、令和 4年4月 1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

生産関係団体	たじま農業協同組合
	丹波ささやま農業協同組合
	丹波ひかみ農業協同組合
	ハリマ農業協同組合
	兵庫西農業協同組合
	兵庫みらい農業協同組合
	兵庫六甲農業協同組合
	みのり農業協同組合
	全国農業協同組合連合会兵庫県本部
流通・加工業者	エム・シーシー食品株式会社
	株式会社小田垣商店
	フジッコ株式会社
	吉田ピーナツ食品株式会社
県・市町	西脇市
	三木市
	丹波篠山市
	丹波市
	朝来市
	宍粟市
	多可町
	兵庫県
学識経験者	芦田 均(武庫川女子大学食物栄養科学部教授)

※生産関係団体及び流通・加工業者は五十音順、県・市町は行政順

別表2 (第8条関係)

丹波ささやま農業協同組合	
兵庫西農業協同組合	
みのり農業協同組合	
全国農業協同組合連合会兵庫県本部	
株式会社小田垣商店	
フジッコ株式会社	
丹波篠山市	
宍粟市	
多可町	
兵庫県	

※生産関係団体及び流通・加工業者は五十音順、県・市町は行政順